

京都市火災予防条例の一部を改正する条例（平成27年11月11日京都市条例第21号）（消防局予防部）

- 1 放火による火災の予防を図るため、市民が取り組むよう努めるべきことを定めるとしました。
- 2 排気ダクトから出火する火災による被害を軽減させるため、設置の届出の対象となる^{ちゅう}厨房設備を拡大することとしました。
- 3 消防法施行規則及び令別表第1に掲げる防火対象物の取り扱いについて（昭和50年4月15日付け消防予第41号・消防安第41号。技術的助言）の一部改正により、消防法施行令別表第1に掲げる防火対象物の用途について、従前は2以上の用途に供される場合であっても、一の用途が小規模なときは、当該一の用途は当該他の用途に含まれるものとみなしていました。

しかし、旅館、病院等の用途に供する部分は小規模であっても火災になったときに危険性が高いことから、当該部分を従属的な部分として取り扱わないこととされ、本市においても同様の取扱いとすることとしたことに伴い、防火対象物に設置すべき消防用設備等の基準のうち当該取扱いの変更の趣旨とは異なる部分で当該取扱いの変更の影響を受けるものについて、従前と同じ基準とすることとしました。

- 4 消防法施行令別表第1に掲げる防火対象物（同表（19）項及び（20）項に掲げるものを除く。）のうち市長が定めるものをそれぞれの用途に使用しようとする者はその旨を所轄消防署長に届け出なければならないこととしているところ、市長が定める防火対象物に新たに該当することとなった防火対象物を現に使用している者は、その旨を所轄消防署長に届け出なければならないこととしました。

この条例は、平成27年11月11日から施行することとしました。

京都市火災予防条例の一部を改正する条例を公布する。

平成27年11月11日

京都市長 門川大作

京都市条例第21号

京都市火災予防条例の一部を改正する条例

京都市火災予防条例の一部を次のように改正する。

目次中「第6章の3 指定催しに係る防火管理等（第54条の10～第54条の12）」
「第6章の3 指定催しに係る防火管理等（第54条の10～第54条の12）」
を 第6章の4 放火による火災の予防（第54条の13）」 に
改める。

第3条の4第1項各号列記以外の部分中「の各号」を削り、同項第1号中「この項」の右に「及び第56条第4号」を加え、同項第2号エ（ア）中「防火対象物」の右に「（小規模特定用途複合防火対象物（消防法施行規則（以下「規則」という。）第13条第1項第2号に規定する小規模特定用途複合防火対象物をいう。以下同じ。）を除く。）」を加える。

第36条第4項中「消防法施行規則（以下「」及び「」という。）」を削る。

第39条第1項第1号中「防火対象物」の右に「及び小規模特定用途複合防火対象物（同表（12）項ロに掲げる防火対象物の用途に供する部分が当該防火対象物の延べ面積の10分の9以上であるものに限る。）」を加え、「主たる用途に供する」を「規則第13条第2項各号に掲げる部分以外の」に改め、「（規則第13条第2項に規定する部分を除く。）」を削り、同項第2号中「主たる用途に供する」を「規則第13条第2項各号に掲げる部分以外の」に改め、同項第3号中「主たる用途に供しない」を「規則第13条第2項各号に掲げる」に改め、同項第4号中「（規則第13条第2項に規定する部分を除く。）」を削り、同条第2項第1号中「主たる用途に供する」を「規則第13条第2項各号に掲げる部分以外の」に改める。

第41条第1項各号列記以外の部分中「の各号」を削り、「防火対象物」の右に「又はその部分」を加え、同項各号を次のように改める。

(1) 次のいずれかに該当する小規模特定用途複合防火対象物の規則第23条第4項第1号へに掲げる部分

ア 令別表第1（12）項及び（14）項に掲げる防火対象物の用途に供する部分が

存する階の上階に、同表（５）項口に掲げる防火対象物の用途に供する部分が存するもので、延べ面積が３００平方メートル以上のもの（主要構造部を耐火構造としたもの又は建築基準法第２条第９号の３イ若しくはロのいずれかに該当するものを除く。）

イ 延べ面積が１，０００平方メートル以上のもの

(2) 令別表第１（１６）項口に掲げる防火対象物で、前号ア又はイのいずれかに該当するもの

第４１条第２項中「第２３条」の右に「(第４項第１号へを除く。)」を加える。

第４４条第１項中「別表第１（２）項イ」の右に「及び（１６）項イ」を、「防火対象物」の右に「(同項イに掲げる防火対象物にあつては、同表（２）項イに掲げる防火対象物の用途に供する部分の床面積の合計が当該防火対象物の延べ面積の１０分の９以上であり、かつ、当該用途以外の用途に供する部分の床面積の合計が３００平方メートル未満のものに限る。)」を加える。

第４５条第１項各号列記以外の部分中「の各号」を削り、同項第１号中「防火対象物」の右に「(同項イに掲げる防火対象物にあつては、小規模特定用途複合防火対象物(同表（１０）項又は（１３）項に掲げる防火対象物の用途に供する部分の床面積の合計が当該防火対象物の延べ面積の１０分の９以上であるものを除く。)及び同表（１）項、（３）項、（５）項イ、（６）項又は（９）項イに掲げる防火対象物の用途に供する部分の床面積の合計が当該防火対象物の延べ面積の１０分の９以上であり、かつ、当該用途以外の用途に供する部分の床面積の合計が３００平方メートル未満であるものを除く。)」を加える。

第４６条の４第１項第１号中「防火対象物」の右に「(小規模特定用途複合防火対象物を除く。)」を加える。

第６章の３の次に次の１章を加える。

第６章の４ 放火による火災の予防

第５４条の１３ 市民は、放火による火災を防止するため、地域社会の一員として相互に協力し、放火による火災の予防に関する意識の向上を図るとともに、関係機関と連携して、放火されない環境づくりに主体的に取り組むよう努めなければならない。

２ 市民は、前項の責務を果たすため、次に掲げる事項を実施するよう努めなければならない。

(1) 屋外及び屋内のうち関係者以外の者が容易に立ち入ることができる部分に可燃物

をみだりに存置しないこと。

- (2) 建築物等への侵入を防止するための措置を講じること。
- (3) 夜間に、屋外の照明を点灯することその他屋外を放火の抑止上有効な明るさに保つ措置を講じること。
- (4) 放火による火災を抑制し、又は早期に発見するための機器を設置すること。
- (5) 放火による火災の防止に係る地域における活動に積極的に参加すること。
- (6) その他放火による火災の防止に必要な措置を講じること。

第55条第1項中「定めるもの」の右に「(以下「対象防火対象物」という。)」を加え、同条第2項中「前項」を「前2項」に改め、同項を同条第3項とし、同条第1項の次に次の1項を加える。

- 2 一の防火対象物が対象防火対象物となった際現に当該防火対象物をその用途に使用している者は、当該防火対象物が対象防火対象物となった日から30日以内に、その旨を所轄消防署長に届け出なければならない。

第56条第4号を次のように改める。

- (4) 厨房設備（第3条の4第1項第2号エ（ア）及び（イ）に掲げるもの並びに排気取入口から排気ダクトが立ち下がっているものに限る。）

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。

(適用区分)

- 2 この条例による改正後の京都市火災予防条例（以下「改正後の条例」という。）第56条第4号の規定は、平成27年12月1日以後に設置工事に着手する厨房設備について適用し、同日前に設置工事に着手した厨房設備については、なお従前の例による。

(経過措置)

- 3 この条例の施行の際現に改正後の条例第55条第1項に規定する別に定める防火対象物を使用している者（現に同項の規定による届出を行っている者を除く。）は、この条例の施行の日から起算して30日以内に、その旨を所轄消防署長に届け出なければならない。この場合において、当該届出は、同項の規定によりされた届出とみなす。

(消防局予防部)